

新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第1回 2005年以来の大改正と全体像～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪渡法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

一、はじめに

昨年12月29日に、改正会社法（以下「新会社法」といいます。）が正式に公布され、今年の7月1日から施行されることになりました。今回は2005年以来の大規模な改正であり、その内容は会社法全般にわたっています。また日本企業を含む外商投資企業にとって、今年は自社の機関等を会社法に準拠させる経過措置期間の最後の1年であり、新会社法は外商投資企業にとっても重要な意味を持ちます。そのため、今回を含めて計6回にわたって新会社法の改正内容や実務上問題となりやすいテーマについて解説していきます。第1回の本稿では、外商投資企業の視点から新会社法の全体像を見ていきます。

二、改正の視点

中国の会社法は、1993年に初めて制定されて以降、現在まで合計5回にわたって改正されていますが、今回の改正では、国有企業の改革、ビジネス環境の最適化、財産権の保護、資本市場の健全な発展という4つの視点が設定されています¹。特に（1）ビジネス環境の最適化という視点に基づく会社の機関制度、会社の設立・撤退制度に関する改正、（2）財産権の保障という視点に基づく会社や債権者などの利益保護と出資者や経営管理者の責任に関わる改正、（3）資本市場の健全な発展という視点に基づく会社資本制度の改正は、外商投資企業にとっても重要な意味を持ちます。

三、会社の機関の最適化と民主的管理

新会社法における最も重要な改正内容の一つとして、その機関設計に関する会社の自主決定権の拡大と会社内の民主管理制度の強化が挙げられます。

1. 株主会と董事会の権限分配

新会社法では、株主会が会社の最高権力機関であり董

事会が執行機関であることが改めて確認されました。もっとも、旧会社法において株主会の法定権限事項とされていたア）会社の経営方針及び投資計画の決定、イ）会社の年度財務予算案及び決算案の審議及び承認が削除され、また株主会が董事会に社債の発行権限を授権できることとなりました。

2. 董事会、监事会等の柔軟化

新会社法では、定款に基づき、董事会の中に監査委員会を設置して一定の職権を付与する場合には监事会及と監事を設置しないことが認められました。旧会社法では、一部の特殊な会社を除き、董事会と监事会（又は監事）の独立設置が大原則でしたが、近時の国内外の状況に鑑み、今回の改正では有限責任会社でも双方独立型ではない単層型のガバナンスモデルの採用が認められました。

更に新会社法では、小規模な有限責任会社等では、出資者全員が同意すれば、監事を設置しないことも認められました。

3. 従業員董事の設置

新会社法では、従業員が300人以上の有限責任会社では、监事会を設置して従業員代表を加入させる場合を除き、従業員代表を董事会の構成員とすることが義務付けられました。

旧会社法では、有限責任会社における従業員代表の董事会加入は任意でしたが、来年以降、従業員数が300人を超える規模の外商投資企業でも導入を義務付けられます。

4. 総経理の権限の柔軟化

新会社法では、有限責任会社の総経理の権限について、会社の定款又は董事会の授権に基づき職権を行使するものとされました。

旧会社法では、総経理の権限が条文で例示列举されていましたが、各社の状況に応じて柔軟に設定する方が合

¹ 『「中華人民共和國会社法（修正草案）」に関する説明、2023年12月20日第13届
全国人民代表大会常務委員会』

理的と判断され、旧会社法の例示列举は削除されました。

5. 外商投資企業への影響

今回の改正で会社の自主決定権が大幅に拡大されたため、外商投資企業でも、各会社の投資方針や経営方針に応じてその機関を再構築する動きや、定款全般にわたって改訂を進める会社が増えることが予想されます。

また董事会への従業員代表の加入制度は、従業員300人以上の場合に限定されますが、従来の外商投資企業の企業運営にはない制度の導入であるため、工場等で一定規模の従業員を持つ外商投資企業にとっては、早急に検討を要する課題になると思われます。

四、会社資本制度、持分譲渡と出資者の責任等

旧会社法では、会社の登録資本金を長期にわたり未払とすることができたため、取引の安全を害する会社間のトラブルが少なからずありました。そのため、新会社法では、会社の資本制度の改善がテーマとなり、出資者の責任が強化されました。

1. 出資払込期限の明記

新会社法では、有限責任会社の全ての出資者が引き受けた出資金額につき、会社設立日から5年以内に払い込むことが義務付けられました。また既に設立済の有限責任会社については、新会社法でも一定の経過措置が設けられています。

2. 出資払込期限の前倒し制度

新会社法では、一部の出資者の払込期限が未到来である場合、法定の条件を満たす会社の債権者等は当該出資者に対して前倒しで出資払込を要求できる制度が設けられました。実際には債務者である会社の弁済能力が明らかに乏しい場合等に限られますが、旧会社法にはなかった新しい制度ですので、実務の運用が注目されます。

3. 出資払込未了にかかる出資者の責任の強化

新会社法では、董事会が払込未了の出資者に対して払込の督促をするとともに、一定の猶予期間を過ぎると出資者の権利を喪失させることができる制度が新たに設けられました。

また有限責任会社に関して、払込期限に従った払込がない場合又は金銭以外の出資価格に瑕疵がある場合、他の出資者が当該出資不足の範囲内で連帯責任を負うものとされました。

その他、払込遅延により会社に損害が生じた場合の出資者の賠償責任等、新会社法では様々な場面での出資者の強化が図られています。

4. 持分譲渡と出資者

新会社法では、払込期限到来前において払込未了の出資持分も譲渡可能である一方、譲受人が譲り受けた出資持分の払込義務を負うこと、もし譲受人が期限に従って

払込を行わない場合には、譲渡人が払込未了に関する補充責任を負うものとされました。

また持分譲渡の場面で金銭出資の払込や金銭以外の出資価格に瑕疵があるとき、持分の譲受人がその事実を知り又は知りうべき場合には、出資が不足する範囲内において譲渡人と連帯責任を負うものとされました。

更に、外商投資企業が関係する持分譲渡では、実務上、譲受人がいつの時点から出資者として権利行使できるか問題となることがあります。新会社法では、譲受人は会社の株主名簿に出資者として記載された時点から会社に対して権利行使できる旨が明確にされました。そのため、外商投資企業の持分譲渡でも株主名簿の閲覧や記載がポイントの一つになると思われます。

5. 出資者による会計伝票の閲覧調査請求権

新会社法では、出資者の会社に対する閲覧請求権の対象範囲として、旧会社法で定められた定款、株主会議事録、董事会議事録、監事会議事録、財務会計報告、会計帳簿に加えて、新たに株主名簿と会計伝票が追加されました。

6. 外商投資企業への影響

5年間の払込期限は外国企業にとってそれほど大きな障害ではなく、むしろ中外合弁企業を設立する場合の中国側による払込スケジュールを約定するうえで有効といえます。他方で、出資者の連帯責任や持分譲渡における譲渡当事者の責任は、新たな出資や持分譲渡を通じた撤退の場面で他方当事者の払込未了に伴う責任を負わされるリスクが出てくるため、注意が必要な条項になります。

五、経営管理者の責任強化

外商投資企業が注意すべき新会社法の重要なテーマの一つとして、董事、監事、高級管理職者²といった経営管理者の責任の強化が挙げられます。

1. 忠実義務、勤勉義務の範囲の具体化

新会社法では、董事、監事及び高級管理職者の忠実義務に関して自分自身と会社の利益の衝突を回避し、職権を利用して不当な利益を得ることが禁止されること、また勤勉義務に関しては職務執行にあたり会社のために管理者としての合理的な注意義務を果たすことが明確にされました。

2. 職務執行に関する第三者への賠償責任

新会社法では、董事、監事及び高級管理職者の職務執行により第三者に損害をもたらした場合、会社の賠償責任以外に、故意又は重過失がある董事や高級管理職者は賠償責任を負うことになります。

3. 違法な利益配当に関する賠償責任

² 会社法上、「高級管理職者」とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社定款に定めるその他の者を指します。

旧会社法では、違法な利益配当について出資者の会社への返還義務が規定されていましたが、新会社法では、それに加えて、出資者、董事等の賠償責任も追加されています。

4. 出資払込未了と経営管理者の責任

新会社法では、董事会は、上記四、3で記載したように出資者の権利を喪失させる権限を付与される一方で、出資者の検査義務を負い、同義務を怠って会社に損失が生じたときには、当該業務に責任を負う董事が賠償責任を負うものとされました。

5. 清算義務者としての責任

新会社法では、会社の解散清算にあたり、董事が会社清算義務者であることが明記されました。そのため、会社の清算を主導する清算組は、出資者が別途定める場合を除き、董事により組織されます。

6. 外商投資企業への影響

新会社法では、旧会社法と比べて、様々な場面における董事、監事、高級管理職者の賠償責任が定められました。外商投資企業の場合、外国企業から派遣される董事、監事及び高級管理職者が必ずしも会社経営を専門にしているわけではないため、経営管理者の責任の強化は、中国に派遣する人材の選定にも影響するものと予想されます。

六、会社の設立、撤退制度の改善

今回の改正のテーマの一つであるビジネス環境の適正化という観点から、会社設立及び撤退のハードルを下げる改正が行われています。

1. 会社登記制度の整備

新たに「第二章 会社登記」を設け、会社の設立登記、変更登記、登記抹消に関する基本事項及び手続について定めました。

旧会社法では、有限責任会社と株式有限責任会社という企業類型毎に設立手続を定めていましたが、企業登記制度の効率化という観点から、両企業類型に共通する事項が統一的に整理されました。

2. 各種証明文書等のデジタル化

中国社会のデジタル化を反映して、電子版による会社の営業許可証を発行できること、株主会や董事会の招集・開催、及び表決をデジタル方式によって実施可能であることが明確にされました。

3. 金銭以外の出資範囲の拡大

新会社法では、金銭以外の出資手段として、新たに株式及び債権が追加されました。但し、出資として認められる債権は金銭的評価が可能かつ譲渡可能なものに限られます。

4. 簡易清算制度

清算の新しい選択肢として、会社がその存続期間中に債務が発生していない又は既に全部の債務を弁済済である場合、全出資者の合意を経て、簡易手続に基づき会社の登記を抹消することが認められました。

5. 外商投資企業への影響

登記制度の整備や新たな簡易清算制度等、新会社法では、会社が効率的に事業活動を行えるよう意識されていることが分かります。また金銭以外の出資範囲に債権が追加されたことは出資者の選択肢を広げる意味がありますが、債権の内容次第では会社がリスクを負う可能性もあるため、今後の実務の動向が注目されます。

七、株式有限責任会社における多様な株式の発行

中国の会社法では、従来から「同株同権」という原則があり、特に株式有限責任会社の場合、種類株の設置が認められませんでした。これに対し、新会社法では、新たに優先株、劣後株、特殊議決株、譲渡制限株等の多様な株式発行が認められることになりました。従来、外国企業による中国投資の殆どは外商投資企業の設立又は中国国内の有限責任会社への出資でしたが、株式有限責任会社による多種多様な株式の発行が認められるに従い、将来的には外国企業による中国国内の株式有限責任会社への出資も徐々に増えていく可能性があります。

八、最後に

以上のように、新会社法で新たな制度の導入や多くの改正が行われており、日本企業にとっては、2024年12月末までに中国の現地体制を新会社法に合致させるよう検討、調整することが重要な課題の一つになると思われます。今回は、まず新会社法による機関設計に関する改正について解説していきます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。